

小売業者の引取義務外品の市区町村における回収体制の構築状況等について

1. 背景

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成26年10月)では、「小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある」とされている。

環境省では市区町村における小売業者の引取義務外品の回収体制構築状況等についての実態調査を行っており、この度、1,736市区町村(全市区町村の99.9%)の平成26年4月現在の状況を把握し、以下のとおり取りまとめた。

2. 小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況

以下のいずれかの方式により小売業者の引取義務外品の回収を行っており、かつ、地域の小売店や一般廃棄物収集運搬許可業者が回収する場合には、回収主体の名称及びその連絡先を広報している市区町村を「小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している」と定義した。

市区町村が回収(直営・委託)

市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収

市区町村から依頼を行った家電小売店が回収

家電小売店団体が設置した受付センターが回収

市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

市区町村から依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収

一般廃棄物収集運搬許可業者が回収(上記～以外で、市区町村が当該業者の名称及びその連絡先を広報)

なお、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない場合には、回収体制を構築していないものとした。

一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号)を受けた事業者が含まれる。

小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村は 1,022 であり、市区町村数ベースでは 58.7%、人口ベースでは 74.0%、面積ベースでは 56.6%である(表 1)。

(表 1) 小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村

	小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市区町村	全市区町村	全市区町村に占める割合(%)
市区町村数(件)	1,022	1,742	58.7%
人口(万人)	9,403	12,714	74.0%
面積(km ²)	210,160	371,489	56.6%

～ の重複は除外している。

全市区町村人口出典：総務省統計局 人口推計 - 平成 26 年 9 月報 -

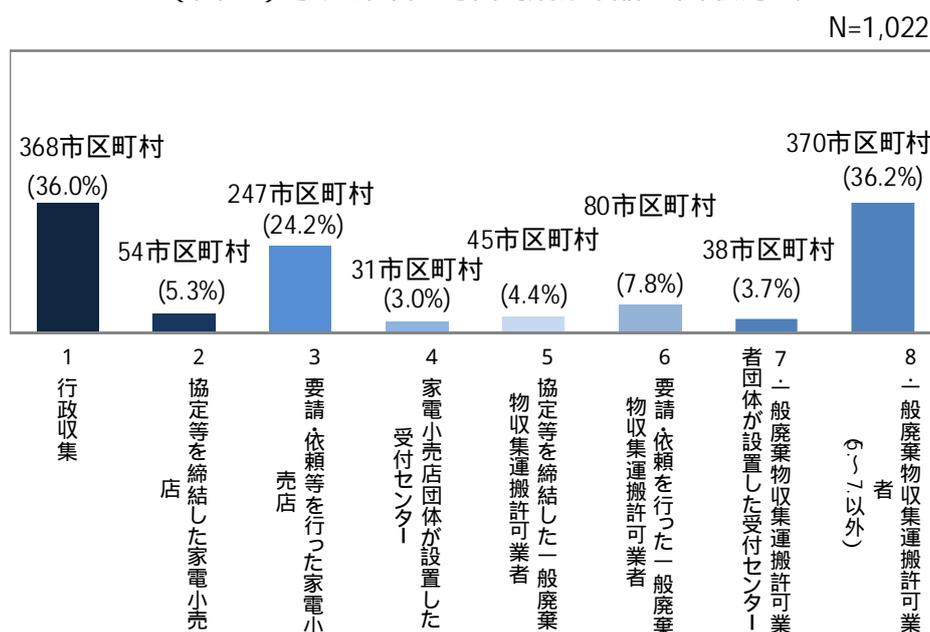
面積出典：国土地理院 平成 25 年全国都道府県市区町村別面積調

3. 市区町村における小売業者の引取義務外品に関する取組状況

(1) 小売業者の引取義務外品の回収方式

小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している 1,022 の市区町村に対して、収集方式を尋ねたところ、「行政収集」が 36.0%(368 市区町村)、「家電小売店」が 32.5%(332 市区町村)、「一般廃棄物収集運搬許可業者」が 52.1%(533 市区町村)となった(図 1)。

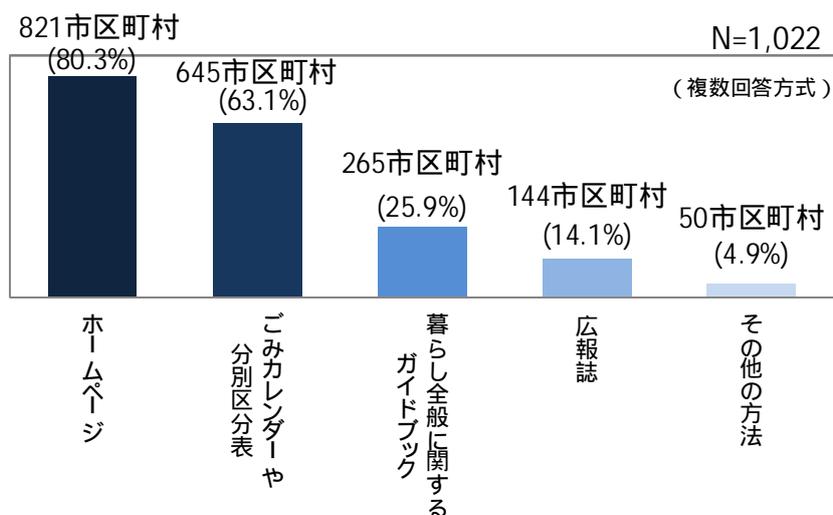
(図 1) 小売業者の引取義務外品の回収方式



(2) 小売業者の引取義務外品の回収に関する住民に対する説明・広報の実施状況

小売業者の引取義務外品の回収に関する住民に対する説明・広報の実施状況を尋ねたところ、「ホームページ」が80.3%（821市区町村）、「ごみカレンダーや分別区分表」が63.1%（645市区町村）、「暮らし全般に関するガイドブック」が25.9%（265市区町村）となった（図2）。

(図 2) 小売業者の引取義務外品の回収に関する住民に対する説明・広報の実施状況



その他の方法としては、以下が挙げられた。

有線放送、出前講座、電話対応、啓発用冊子・パンフレット、タウンページへの掲載、チラシ、説明会での説明等